

とピックス



CITY TOPICS

「協働事業 ハード整備事業」 の提案を募集

4月より、まちづくりパートナーズ基金事業として「協働事業ハード整備費交付金制度」を創設しました。

この制度は、市民との協働によるまちづくりの推進を図るとともに、新しい公共空間を形成するために、市民公益活動団体などが主体的に行う施設などの新設、改修などのハード整備事業に対して支援を行うものです。

平成20年度に実施するハード整

備事業の提案を募集します。

市の担当部局と協働事業審査委員会の審査を経て採択されれば、審査点数に応じてハード整備に必要な経費(最高500万円)を交付します。

応募受付期間 7月1日(火)～31日(木)

交付対象事業

①市内において、市民公益活動団体などが主体的に行う次に掲げる事業を対象とします。

・伝統文化の継承・発展に資する事業(例えば、資料館などの整備や工房の改修など)

・安全・安心なまちづくりの推進に資する事業(例えば、防犯灯、防犯カメラ、カーブミラーの設置など)

・地域共生のまちづくりの推進に資する事業(例えば、障がい者の自立支援のための施設や子ども居場所の整備など)

・まちの魅力向上に資する事業(例えば、シンボル施設やライ

トアップ設備の整備など)

・住民相互の連携強化および交流促進に資する事業(例えば、住民同士で管理する公園への遊具の設置やポケットパークの整備など)

・その他良好なまちづくりに資すると認められる事業(例えば、

環境保全、生涯学習の推進に資する施設などの整備など)

②次のいずれかに該当する場合は、交付対象事業から除外します。

・法令、条例、規則などの規定に抵触する場合

・土地建物などの所有者の承諾が得られない見込みがない場合

・市・国・他の地方自治体から他の制度による補助金、助成金その他類する財政的な支援を受けることができるものである場合

・平成21年3月31日までに事業が完了する見込みがない場合

交付対象経費・交付金の額
①交付対象経費は、設計・監理費および工事費です。

【交付対象とならない例】
・土地建物の購入や借用の費用
・整備した施設などの維持管理費など

②交付金の額は、事業採択時の審査結果の評点に応じ、次により算定した額です。ただし、一件当たり500万円を限度とします。

・評点80点以上の場合、交付対象経費の10分の10の額

・評点60点以上80点未満の場合は、交付対象経費の3分の2の額

※評点60点未満の場合は、不採択とします。

採択基準

①必要性

・公益性があり、事業目的・目標が市と一致

・課題の明確性、地域の期待度

②獨創性
・地域資源の活用や斬新なアイデアの有無

・市民ならではの視点や発想・創意工夫の有無

③実現性・妥当性
・地域住民への周知や理解度
・事業予算の算出根拠や工事計画の具体性・妥当性

④持続性
・整備後の施設などを活用した継続的な活動の実施能力
・整備後の施設などの維持管理・運営計画の適正性

⑤発展性
・地域の活性化や波及効果の期待度
・他の地域への影響度

問合せ先

市役所地域政策グループ
☎52-11111(内線351)

